

令和6年能登半島地震 第3次緊急助成(現代美術・伝統工芸分野)

募 集 要 項

公益財団法人小笠原敏晶記念財団

1. 助成目的

令和6年能登半島地震により被災された皆さま、令和6年9月の能登半島豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。皆さまの不安が1日も早く解消され、安全な環境の確保と復旧が進むよう心よりお祈り申し上げます。

地震で被災した北陸圏は、美しい自然が織りなす風土と豊かな歴史を背景に、人々の衣食住や生活とともにある文化が各所で花開き、大切に継承されてきました。とりわけ、伝統工芸は日本を代表する技の宝庫です。また、近年は現代美術も活発で、地域に根ざした個性あるアートプロジェクト、芸術祭、美術館活動などが展開されています。

今回の地震によって、こうした取り組みが大きな被害を受け、担い手の方々が被災されている現状を受け、当財団では「令和6年能登半島地震 緊急助成」を立ち上げ、第1次、第2次と実施しましたが、その復興・復旧の最中に発生した豪雨による被害もあり、現地での状況を鑑みて引き続き第3次の助成を実施します。

当財団の通常の文化・芸術助成は、現代美術(広く視覚芸術の分野において同時代の社会をまなざし、創造される実験的な表現や活動)を助成対象としていますが、本プログラムでは、被災地域における重要な文化インフラでありながら被害が甚大な伝統工芸分野にも対象を広げて助成を行います。現代美術、伝統工芸に関わる皆さまが復旧・復興を進めていく一助になれば幸いです。

2. 助成の対象

【助成対象】

- 1) 令和6年能登半島地震および令和6年9月能登半島豪雨の被災地域で被害を受けた個人または団体による、現代美術分野、伝統工芸分野での活動・事業。
- 2) 同災害の被災者を支援する現代美術分野、伝統工芸分野における取り組み。

※団体の法人格、営利／非営利の別は問いません

※同一の個人、団体が複数件申請することはできません

※当財団における「現代美術」の定義: 広く視覚芸術の分野において同時代の社会をまなざし、創造される実験的な表現や活動

【助成対象期間】

助成対象期間は定めませんが、申請活動・事業が複数年に及ぶ場合は、毎年度末に報告書を提出いただきます(「9. 報告の義務」の項参照)

3. 申請の資格・制限

原則として、助成を受ける方ご本人が申請してください。被災の影響により、自分で申請することが難しい状況である場合は、事務局にご相談ください。(e-mail: contact-arts@ogasarazaidan.or.jp)

※過去に当財団から助成を受けている場合は、報告書(当財団から追加資料の提出依頼や確認事項があった場合はそちらを含めて)を提出されていることが条件になります。

第1次または第2次緊急助成に採択され、活動を継続中で報告書のご提出が難しい場合は、助成申請システムの「任意添付資料④:第1次、第2次緊急助成の中間報告」にて、採択された活動の進捗状況について、中間報告をお願いいたします。

4. 助成金額

助成総額: 5,000 万円(予定)

助成額: 50 万円~100 万円/件(予定)

5. 助成金の使途

活動・事業の復旧、復興と、今後の継続的な展開に必要な費用、または被災者を支援する取り組みに必要な費用であれば、使途は問いません。

6. 募集から助成金交付までのスケジュール

1) 募集期間: 2024 年 10 月 10 日(木)~2024 年 11 月 29 日(金)12 時(正午)締切(厳守)

2) 採否の通知: 2025 年 2 月中旬以降(予定)。審査終了後、結果通知。

3) 助成金交付予定: 2025 年 3 月以降

当財団と助成対象者間の覚書締結後、助成金の支払い手続きを進めます。

7. 申請の方法

助成申請システムでの申請をお願いいたします。

活動・事業の復興、復旧のための申請は「復興活動」、被災者を支援する取り組みのための申請は「支援活動」どちらか該当する区分で申請してください。

【提出書類】

① 申請者情報: システムのフォーマットに従い入力。

② 申請書: WORDのフォーマットをダウンロードし入力した後、PDF形式でアップロード。

③ 任意添付資料: PDF形式でアップロード。

<注>

・ 郵送、持ち込みによる申請は受け付けておりません。ただし被災によって通信手段が限られている場合は、事務局にご相談ください(e-mail: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp)

・ 申請に関わる費用は申請者をご負担ください。

・ 提出書類は返却いたしません。

・ 助成申請システムは操作に時間がかかる場合があります。時間には余裕をもって申請を行ってください。

8. 選考の方法

1) 審査・選考方法

当財団の文化・芸術分野の選考委員および必要に応じて選出した有識者で構成する選考委員

会において選考を行います。

2) 選考の視点

- ① 緊急度
- ② 被害の程度
- ③ 当該領域における影響度(文化インフラ、創造・表現活動のエコシステム存続における影響の大きさ)
- ④ 助成による支援効果

3) 採否の通知

審査・選考後、申請者全員に、メールおよびマイページ上にて通知します。

※選考内容や採否結果に関するお問い合わせには対応しかねます。ご理解のほどお願い申し上げます。

9. 報告の義務

- 1) 活動・事業終了後3ヶ月以内に、また、複数年にわたる取り組みの場合は、2026年3月末を初回として毎年度末(3月末日迄)に、以下の報告書を提出してください。

① 活動報告書

実施スケジュール、本助成によって達成できたこと、得られた効果、将来への展望などに関する報告

② 会計報告書

助成金の使途の報告と証拠書類(証憑)のコピー

- 2) 採択後に申請内容を変更する必要がある場合は、速やかに事務局に連絡し、「変更届」を提出してください。確認後に承認の可否をご連絡いたします。

※採択された活動そのもの、目的や趣旨が変わってしまいかねないご変更は、原則承認いたしかねます。

10. 助成の公表について

助成対象者の氏名・団体名と申請活動名を、当財団ウェブサイトや刊行物等に公表いたします。申請案件には何らかの名称を設定してください。

助成を受けた活動に関係する広報物や印刷物には、当財団の助成を受けた旨を明記し、ロゴを掲載してください。

11. 著作権

本助成に関わる成果物の著作権は、すべて助成対象者に帰属します。

なお、当財団が本助成プログラムの広報資料や発行物を制作する際に、事前に許可を得て、報告書等に掲載された文章や画像を使用させていただくことがあります。

12. 個人情報の取り扱い

応募により頂きました個人情報は、事業目的の範囲内で、かつ業務遂行に必要な限度内で利用致します。又、事前にご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することは致しません。

13.資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、今後も含めた申請資格を取り消します。
- 2) 助成金受給後、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、採択を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に報告書の提出がない場合は、返金を求めることがあります。
- 4) 実際の支出額が助成金支給額を下回った場合は、差額の返金を申し受けます。

14.確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと。また、申請活動は特定の政治・宗教活動を目的としていないことをご確認ください。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承知したうえで申請ください。申請についての不明点は下記事務局までe-mailでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人小笠原敏晶記念財団 事務局 文化・芸術担当

email: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp URL: <https://ogasawarazaidan.or.jp>

〒108-0014 東京都港区芝5-27-6 泉田町ビル4階

事務局営業時間 9:00～17:00（月～金） ※土・日・祝日、年末年始、夏期特別休暇を除く

以上